

幼児教育・保育の無償化の主な例



3歳～5歳

保育の必要性
の認定事由に
該当する子供

・共働き家庭
・シングルで働いて
いる家庭
など

利用

幼稚園、
保育所、
認定こども園、
就学前障害児の発達支援

無償

(幼稚園は月額2.57万円まで)

利用

幼稚園の預かり保育

幼稚園の利用に加え、
月額1.13万円まで無償

利用
(複数利用)

認可外保育施設、
一時預かり事業など

月額3.7万円まで無償

複数利用

幼稚園、
保育所、
認定こども園

+

就学前
障害児の
発達支援

ともに無償

(幼稚園は月額2.57万円まで)



3歳～5歳

[上記以外]

・専業主婦(夫)
家庭 など

利用

幼稚園、認定こども園、
就学前障害児の発達支援

無償

(幼稚園は月額2.57万円まで)

複数利用

幼稚園、
認定こども園

+

就学前
障害児の
発達支援

ともに無償

(幼稚園は月額2.57万円まで)

※ 住民税非課税世帯については、0歳児から2歳児までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1)幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2)認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3)例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。